

名張市公契約条例

(目的)

第1条 この条例は、公契約に関し、基本理念並びに市及び受注者等の責務その他基本的な事項を定めることにより、公共事業等の良好な品質及び公契約の適正な履行並びに労働者等の適正な労働条件の確保を図り、もって地域経済の健全な発展及び豊かに安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 市（名張市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第27号）第1条第1項に規定する水道事業（第4号において「水道事業」という。）及び同条第2項に規定する下水道事業（同号において「下水道事業」という。）を含む。以下同じ。）が締結する工事、製造その他市がその目的たる給付に対して対価の支払をすべき契約及び市が指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）と締結する公の施設の管理に関する協定をいう。
- (2) 特定公契約 公契約のうち、予定価格（前号の協定に係る上限額を含む。）が規則で定める金額以上のものをいう。（業務委託に関する契約にあつては、規則で定める業種に該当するものに限る。）
- (3) 公共事業等 市が発注する建設工事その他の市の事務若しくは事業又は市が提供する行政サービスをいう。
- (4) 市長等 市長並びに水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。
- (5) 受注者等 受注者（市と公契約を締結した者をいう。第5条第4項において同じ。）及び受託者（市以外の者から公契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の一部を請け負い、又は受託した者をいう。以下同じ。）をいう。
- (6) 労働者等 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者であつて、受注者等に雇用され、業務に従事するもの（同居の親族のみを使用する事業所又は事務所に雇用されるもの及び家事使用人を除く。）又は自らが提供する労務の対価を得るために業務を請け負い、若しくは受託するものをいう。

(基本理念)

第3条 公契約に係る基本理念は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公契約の公平性、透明性並びに競争性を確保すること。
- (2) 公契約の適正な履行及び公共事業等の良好な品質を確保すること。
- (3) 労働者等の適正な労働環境を確保すること。
- (4) 地域経済の健全な発展及び豊かに安心して暮らすことができる地域社会の実現に努

めること。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、前条に規定する基本理念に基づき、公契約の適正な履行のための施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、業務の性質及び目的を踏まえ、適正に契約事務（設計、発注その他公契約に係る事務をいう。）を行うとともに、当該業務内容の重要性、緊急性及び効率性を考慮して、適切な時期かつ合理的な規模で発注するものとする。

(受注者等の責務)

第5条 受注者等は、公契約に携わる者として社会的な責任を負っていることを自覚し、関係法令（労働基準法、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他の労働関係に関する法令及びその業務に関し遵守すべき法令をいう。以下同じ。）を遵守するとともに、業務を適正に履行しなければならない。

2 受注者等は、この条例の目的を踏まえ、公契約に関する市の取組に協力するよう努めなければならない。

3 受注者等は、労務費その他の経費を適正に積算するとともに、受託者と対等な立場において、合意に基づいた契約を締結し、適切な代金の支払、労働条件の確保及び安全対策の徹底により、公共事業等の良好な品質の確保に努めなければならない。

4 受注者及び受託者（当該受託者が業務の一部を請け負わせ、又は委託した者がいる場合に限る。第8条第2項において同じ。）は、当該業務に係る受託者に対してこの条例の目的についての理解を求めるとともに、関係法令を遵守させ、誠実に業務を行わせるよう努めなければならない。

(公契約の適正な履行の確保)

第6条 市長等は、公契約の適正な履行を確保するため、価格、品質、納期その他の契約条件が適正なものとなるよう努めるものとする。

2 市長等は、予定価格を算出するに当たっては、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務、資材等の取引価格等を的確に反映するものとする。

3 受注者等は、公契約の適正な履行を確保できるよう、労務費その他の経費を適正に積算しなければならない。

(特定公契約に係る適正な労働条件の確保)

第7条 市長等は、公契約が特定公契約である場合には、受注者等に対して労働条件の確保の状況その他必要と認める事項についての報告を求めることができるものとし、受注者等はこれに応じなければならない。

2 市長等は、前項の規定による報告を受けた場合において、その内容に疑義が生じた場合には、受注者等に対し、説明を求めることができるものとする。

3 市長等は、前項の規定による説明を受けた場合において、関係法令を遵守していない

と思料される時その他必要があると認めるときは、国その他の関係機関へ通報し、又は連絡するものとする。

(市内事業者の受注機会の確保)

第8条 市長等は、第1条の目的の達成のほか本市における防災体制の維持及び向上を図るためには、市内に事務所又は事業所を有する事業者（以下この条において「市内事業者」という。）の持続的発展が不可欠であることに鑑み、予算の適正かつ効率的な執行に留意の上、競争性に配慮しつつ、市内事業者の受注の機会を確保するよう努めるものとする。

2 受注者及び受託者は、業務に係る受託者を選定するとき又は資材等を調達するときは、市内事業者を積極的に活用するよう努めなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条の規定は、令和8年10月1日以後に公告その他の申込みの誘引が行われた公契約について適用する。